

結城市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月21日

結城市監査委員 廣 江 敏 男
結城市監査委員 船 橋 清

別紙「 令和3年度定期監査結果報告書 」

令和3年度定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和3年度に係る市長部局、議会事務局、教育委員会（小学校を除く。）、その他の行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

なお、必要に応じ、前年度の執行状況等についても対象とした。

第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように配慮しているか、組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査事項とした「入札及び契約事務に関すること」については、各事務事業の目的と効果を踏まえ、適正な契約事務処理を行っているかについて重点を置いた。

第4 準拠する基準

結城市監査基準

第5 監査の主な実施内容

令和3年度定期監査実施計画に基づき、監査対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による予備監査を実施し、本監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取のうえ関係資料を審査、照合した。

第6 監査の実施場所及び日程

本庁の課所等は庁内の会議室及び監査委員室、その他の課所等にあつては実施施設の会議室で実施した。

日程は、次のとおりである。

日 程	実 施 対 象 課 所 等
令和3年 10月18日	税務課 収納課 まちづくり協働課 農政課 人権推進課
10月19日	企画政策課 財政課 防災安全課 生活環境課 総務課 秘書課
10月25日	水道課 下水道課 会計課 市民課 商工観光課 保険年金課
10月29日	都市計画課 土木課 区画整理課
11月 1日	社会福祉課 介護福祉課 子ども福祉課 健康増進課
11月 5日	生涯学習課 学校教育課 指導課 スポーツ振興課
11月10日	議会事務局 農業委員会事務局 契約管財課
11月15日	監査委員事務局 山川文化会館 給食センター 結城東中学校 結城中学校 結城南中学校
11月18日	城西保育所 上山川保育所 山川保育所

第7 監査の結果

前記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、一部不適切な事案はあったものの指摘事項に該当するものはなく、監査の対象となった事務は概ね適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、また、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

また、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で指導、助言した。

なお、事務処理上の手続き等で今後留意を要する事項については、別途、事務局長から文書をもって注意を喚起する予定である。

第8 むすび

前記第7の監査の結果で述べたとおり、重要な点においては監査の着眼点とした事項等に違背するものは認められなかった。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中で、市政運営が合規性、経済性、有効性、安全性等に十分配慮した事務事業の執行に努め市民の信頼が得られるよう、監査を通しての所感を意見として提出するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

(1) 重点監査事項について

今回の監査で重点監査事項とした「入札及び契約事務に関すること」では、契約

の多くが随意契約の方法で実施されているが、担当課長決裁で実施される随意契約において随意契約とした理由とその根拠が不明確なものが一部見受けられた。

随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項（公営企業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項）各号のいずれかに該当するか等を客観的に判断のうえ、随意契約とする理由、適用条項を明記するよう徹底されたい。

（2）筑西幹線道路の信号機等の設置促進について

県道23号筑西三和線バイパス（筑西幹線道路）が一部開通したことから、結城南中学校の教職員が毎朝登校前に現地に赴き、登校生徒の安全確保を行っている。なお、山川小学校においても同様の対応をとっていることが確認された。

筑西幹線道路は現在暫定2車線の供用であるが、4車線の用地を確保し両側に歩道が整備されて幅員が広く、見通しの良い道路環境のためか高速での通行が常態化し、交通量も増加しつつある。

供用開始にともない、旧道の狭く、カーブの多い通行から解放され、通勤等の人流、物流の時間距離が短縮される等利便性が向上した反面、信号機が未設置であることから、地域住民、特に交通弱者の移動や農用車両の通行の利便性が損なわれ、安全性が脅かされている。

地域住民の安全、安心が確保できるよう、また教職員の業務の負担軽減からも、関係部局で協議し県公安委員会、道路管理者等関係機関に信号機等交通安全施設の早期設置、整備を働きかけ、交通事故の未然防止、利便性の確保に努められたい。

（3）公文書の作成、管理の適正な運用について

公文書の作成、管理については、従前から十分留意するよう口頭等により注意を喚起してきたところであるが、依然として不適切な事例が見受けられる。

文書事務は行政事務の基本であり、文書は意思決定の基礎をなし、事務事業が適正に実施された証拠となるものであるから、作成にあたっては必要条件を満たし正確に記載のうえ、所要の手続きを経るとともに、必要時にはスムーズに検索、活用ができるよう管理、保管されなければならない。

今回の監査においても、必要事項の記入漏れ、誤記、必要な押印漏れ、処理期限の遅延や、資料の再訂正が見受けられ、いずれも、不注意、チェック不足、なおざり、他人任せ等、組織としての責任感の希薄さから生じたものと思われる。

事務事業の適正な執行の確保を図るため正確で適正な文書が作成されるよう各自が作成の意義を理解し、また、内部チェック体制を強化するとともに、稟議制を持つ、決裁権限を持たない職員による起案、関係職員による個別の審査、決裁権者による回議過程の意見等を取捨選択した意思決定、関係者での情報共有等の特徴を再認識し、公文書作成、管理の適正な運用に努められたい。

(4) 消耗品費の計画的、適正な予算執行について

事業実施状況の聴取過程で、消耗品費が事業を実施したにもかかわらず在庫品で対応したため支出がないもの、予算残額が多いものがあり、また、その用途について「今後必要となったときに支出する。」、「年度末ごろに購入を予定している。」等の説明が聞かれた。

予算は当該年度の事務事業に必要な経費に充当するのが原則であり、消耗品費についても、費目の性質上一部雑費的に予算化されていることは理解できるが、年度当初に要するもので当該年度の予算では会計事務手続き上対応が困難なため前年度の予算で対応せざるを得ない等特別な理由が認められる場合を除き、当該年度に必要な消耗品を計画的に購入し、当面必要性のないもの、使用頻度の低い物品の在庫をもたらす予算消化のための執行は厳に慎み、予算残額が生じた場合は不用額として適正に処理する等、経済性、効率性に配慮した予算執行に留意されたい。

(5) 普通財産の有効活用について

普通財産に区分された不動産は、適正な管理とともにその資産価値の有効活用が求められる。

代替施設を新たに整備したことにより役割を終えたもの、老朽化したもの、利活用方策が未定なもの等取得の経緯、条件がそれぞれ異なるものの、市民共有の貴重な財産として積極的に活用が図られなければならない。

現況は、利用もされず維持管理経費を費消しているもの、適切な活用方法が無くやむを得ず使用していると思われるもの、敷地内への自由な出入りを許し駐車場所、不用品置場となっているもの、一定の利用目的を掲げているが実態は近隣の一部住民の駐車場と化しているもの等管理、活用が不適切、低調なものが見受けられる。

管理に瑕疵が生じた場合、近隣等に迷惑が及び、最悪の場合、損害の発生により土地工作物責任が問われる恐れがあるので、適正な管理の徹底を図るとともに、各物件の活用方針を早急に策定し、行政財産として活用する計画の無いものについては、取り壊し、売り払い、貸し付け等により効果的な活用を促進されたい。

(6) 学校給食費の滞納防止について

文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に基づき、本市でも令和4年度から学校給食費の公会計化を本格導入することとしている。

ガイドラインに沿った公会計化への移行により教職員の業務負担、精神的負担の軽減が図られ、児童、生徒に向き合う時間の増加等、教育の質の充実が期待される。

一方、行政側では教職員等学校側に依存していた集金業務や納付の働きかけの業務を担うことで、会計処理業務、納付遅延者への対応、滞納が生じた際の督促等の新たな業務が増加することとなる。

納付困難事例が生じた場合は、早期に相談に応じる等適時適切な対応により、学校給食費の滞納防止に努められたい。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策の充実について

本年度上半期は第4波、第5波を経験するなど、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大により事務事業の実施に多大な影響が及んだ。

9月に入ると新規感染者の発生数が減少、低位安定化傾向を示したことから、全国各地に発出されていた緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が全て解除された。飲食店等への各種の制限も段階的に緩和され、社会経済活動に活性化の兆候が見え始めた矢先、11月下旬に新たな懸念される変異株、オミクロン株の出現が報じられ、1週間後には我が国の検疫でも確認される等世界規模で急速な拡大を呈し、国は入国停止等の水際対策強化措置を講じ、感染拡大防止に努めている。

初確認から間がなく、科学的知見や情報が乏しく感染力、重症度、ワクチン効果等不明な点が多く、また、強い感染力の懸念から、今夏デルタ株が検疫での確認後に市中で急速に感染拡大し第5波を引き起こしたように、市中感染の懸念が人々の不安を増大化させている。

最新の正確な情報の収集に努め、最悪の状況を想定し、市民の不安解消、感染予防対策、感染者発生時対策の充実を図るとともに、コロナ関連災害で経済的、社会的に苦境に直面している人々へのきめ細かな支援の充実に引き続き尽力されたい。